

諮問第 1号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	にしがみ ゆうじ 西 上 雄 二
○ 任 期	平成23年6月30日任期満了 初就任 平成14年2月1日 3期目
○ 選任予定者	
諮問第 2号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	いのうえ みちこ 井 上 紀 子
○ 任 期	平成23年6月30日任期満了 初就任 平成17年4月1日 2期目
○ 選任予定者	
議案第 5号	茨木市事務分掌条例の一部改正について <span style="float: right;">15頁参照</span>
○ 行政機構の再編に伴う所要の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢福祉課と介護保険課を統合し、高齢介護課を設置する。</li> <li>② 大阪府からの社会福祉法人の設立認可及び指導監査等の権限移譲に伴い、指導監査課を新設する。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年4月1日</li> </ul>
議案第 6号	茨木市債権の管理に関する条例の制定について <span style="float: right;">16頁参照</span>
○ 公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的に、市の債権について適正な管理を行うことに伴う条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 強制徴収公債権以外の債権について、地方自治法や同施行令の確認規定として、督促や強制執行、徴収停止、免除、債権放棄等の法的手続を規定</li> <li>② 未納債権額が100万円以下の債権の訴訟（強制執行）等は、専決処分により行うことができる旨を規定</li> <li>③ 行方不明等で時効の援用がされない場合等について、適正に不納欠損処理を行うため債権放棄ができるよう規定</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年4月1日</li> </ul>

議案第 7号	茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
<p>○ 茨木市特別職報酬等審議会答申に基づく市議会議員の議員報酬について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長の報酬月額を2,000円減額</li> <li>② 議員の報酬月額を1,000円減額</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年4月1日</li> </ul>	
議案第 8号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
<p>○ 茨木市特別職報酬等審議会答申に基づく特別職の給与について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市長の給料月額を3,000円減額</li> <li>② 副市長、教育長及び水道事業管理者の給料月額を2,000円減額</li> <li>③ 固定資産評価員及び常勤の監査委員の給料月額を1,000円減額</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年4月1日</li> </ul>	
議案第 9号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
<p>○ 非常勤嘱託員の新設、廃止、名称の変更及び報酬額の改正等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非常勤嘱託員の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>「教育センターふれあいアドバイザー 月額 228,900円」</li> </ul> </li> <li>② 非常勤嘱託員の廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>「消費生活センター商品簡易テスト指導員」、「太陽の里生活介護事業所ともしび園用務員」、「人権啓発事務」、「教育研究所教育相談担当員（言語）」、「図書館事務」、「主任ホームヘルパー」、「ホームヘルパー」</li> </ul> </li> <li>③ 非常勤嘱託員の名称変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「教育研究所」から「教育センター」への名称の変更に伴う改正</li> <li>・ 「太陽の里生活介護事業所ともしび園指導員」→「ともしび園指導員」</li> <li>・ 「太陽の里知的障害児通園施設あけぼの学園精神科医」→「あけぼの学園精神科医」</li> <li>・ 「心身障害児通園事業ばら親子教室小児科医」→「ばら親子教室小児科医」</li> <li>・ 「生涯学習センター事務」→「生涯学習センター指導相談員」</li> </ul> </li> <li>④ 非常勤嘱託員の報酬額の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤嘱託員等（日額の者）の報酬額を100円増額（一部を除く）</li> <li>・ 非常勤嘱託員等（月額の者）の報酬額を2,000円増額（一部を除く）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年4月1日</li> </ul>	

議案第10号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
<p>○ 教育職給料表及び臨時職員の賃金の改正等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育職給料表に新たに課長代理級として4級の区分を新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設する4級の区分について、行政職給料表の区分に準じて管理職手当及び旅費の金額を規定</li> </ul> </li> <li>② 臨時職員の賃金（時間額）の改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>主な職種の改定内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務 : 885円 → 910円</li> <li>・ 保育士 : 1,186円 → 1,210円</li> <li>・ 教諭（担任） : 1,139円 → 1,160円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年4月1日</li> </ul>	
議案第11号	茨木市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正について
<p>○ 乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象年齢の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>「8歳に達した日以降における最初の3月31日まで」</li> <li>→ 「9歳に達した日以降における最初の3月31日まで」</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年11月1日</li> </ul>	
議案第12号	茨木市児童福祉審議会条例の制定について
<p>○ 大阪府からの権限移譲に伴い、児童福祉審議会を設置することに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>[所掌事務] 助産施設、母子生活支援施設及び保育所等の事業の停止に関する事項の審議</li> <li>認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖に関する事項の審議</li> <li>[組織] 委員5名以内</li> <li>[任期] 2年</li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年7月1日</li> </ul>	

議案第13号	茨木市立太陽の里条例の一部改正について
<p>○ ともしび園における日帰りショートステイ事業の実施及び児童デイサービス事業所ばら親子教室の移転に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①日帰りショートステイ事業に係る規定を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施事業</li> <li>・ 利用者の範囲</li> <li>・ 利用の申込み</li> <li>・ 利用料</li> </ul> </li> <li>②ばら親子教室を茨木市立障害福祉センターに移転することに伴う規定の削除</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成23年4月1日</li> <li>②平成24年4月1日</li> </ul> </li> </ul>	
議案第14号	茨木市健康増進センター条例の廃止について
<p>○ 茨木市健康増進センターの廃止に伴う条例の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止する施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨木市健康増進センター</li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年4月1日</li> </ul> </li> </ul>	
議案第15号	茨木市こども健康センター条例の制定について
<p>○ 健康増進センター廃止した後の同施設にこども健康センターを設置することに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>[設置目的] 乳児及び幼児並びにその保護者等に対する健康診査、保健指導等のほか、児童の発育や発達に関する事業を実施し、こどもの健やかな成長を図る</li> <li>[名称] 茨木市こども健康センター</li> <li>[住所] 茨木市春日三丁目13番5号</li> <li>[実施事業] 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導並びに健康診査 各種予防接種、健康教育並びに健康相談 児童デイサービス事業</li> <li>[指定管理] 指定管理による管理基準等</li> </ul> </li> <li>・ 関係条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年4月1日 (児童デイサービス事業の開始 平成24年1月1日)</li> </ul> </li> </ul>	

議案第16号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について
<p>○ 出産育児一時金の額の改定及び恒久措置することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①額の改定 「380,000円」 → 「420,000円」</li> <li>②恒久措置として制度を改正 平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置を平成23年4月以降は恒久措置として制度を継続</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成23年4月1日</li> </ul>	
議案第17号	茨木市企業立地促進条例の一部改正について
<p>○ 企業立地促進奨励金の対象を拡大することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 企業立地促進奨励金の対象となる新設設備の取得合計額を「8,000万円以上」から「5,000万円以上」とする。</li> <li>・ 施行日 平成23年4月1日</li> </ul>	
議案第18号	茨木市五日市緑町・畑田町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について 17頁参照
<p>○ 区域内における建築物の制限を定めることにより適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図ることに伴う条例の制定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の用途の制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>①神社、寺院、教会、その他これらに類するもの</li> <li>②老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>③キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>④劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>⑤学校</li> <li>⑥病院</li> <li>⑦店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</li> <li>⑧卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の用に供するものを含む）の用途に供するもの</li> <li>⑨コンクリートプラント又はクラッシュープラント</li> </ul> </li> <li>・ 建築物の壁面の位置の制限…外壁又は柱面から国道171号境界線まで1m以上</li> <li>・ 垣又はさくの構造の制限…道路に面する垣又はさく、擁壁等は、道路境界線から0.5m以上後退、道路に面する部分は植栽</li> <li>・ 罰 則 規定に違反した場合、500,000円以下の罰金</li> <li>・ 施行日 公布の日</li> </ul>	

議案第19号	茨木市立幼稚園条例の一部改正について																		
<p>○ 預かり保育の時間の拡充及び退園に係る規定の変更等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①預かり保育の実施時間を拡充することに伴い、新たな保育料の設定を追加  <table border="1" data-bbox="311 358 1369 481"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 358 715 392">【現 行】</th> <th data-bbox="715 358 837 392">実 施 時 間</th> <th data-bbox="837 358 933 392">保育料</th> <th data-bbox="933 358 1252 392">【改 正】</th> <th data-bbox="1252 358 1369 392">実 施 時 間</th> <th data-bbox="1252 392 1369 425">保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td data-bbox="311 392 715 425">午後2時から午後4時まで</td> <td data-bbox="715 392 837 425">400円</td> <td></td> <td data-bbox="933 392 1252 425">午後2時から午後4時まで</td> <td data-bbox="1252 392 1369 425">400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="933 425 1252 481">午後2時から午後5時まで</td> <td data-bbox="1252 425 1369 481">500円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>②保育料等の未納者に対する退園の規定を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園料を期限までに納付しない場合</li> <li>・保育料3月分以上を期限までに納付しない場合</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>施行日 平成23年4月1日</li> </ul>		【現 行】	実 施 時 間	保育料	【改 正】	実 施 時 間	保育料		午後2時から午後4時まで	400円		午後2時から午後4時まで	400円					午後2時から午後5時まで	500円
【現 行】	実 施 時 間	保育料	【改 正】	実 施 時 間	保育料														
	午後2時から午後4時まで	400円		午後2時から午後4時まで	400円														
				午後2時から午後5時まで	500円														
議案第20号	茨木市教育研究所条例の全部改正について																		
<p>○ 茨木市教育研究所を茨木市教育センターに改め、機能の充実を図ることに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①茨木市教育センター <ul style="list-style-type: none"> <li>[設置目的] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、教育に関する研究、研修、相談等を行い、教育の振興を図る</li> <li>[名 称] 茨木市教育センター</li> <li>[住 所] 茨木市駅前四丁目6番16号</li> <li>[実施事業] 学校教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること 教育関係職員の研修に関すること 教育相談に関すること 教育に関する資料の収集及び提供に関すること</li> </ul> </li> <li>②関係条例の改正 茨木市市民総合センター条例の改正</li> </ul> </li> <li>施行日 ①平成23年 4月1日 ②平成23年10月1日</li> </ul>																			
議案第21号	和解について																		
<p>○ 地方自治法第242条の2第12項の規定に基づく住民訴訟に係る弁護士報酬に関する和解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事件名 茨木市職員互助会補給金等損害返還請求事件</li> <li>和解の相手 茨木市民6名</li> <li>弁護士報酬支払額：14,000,000円</li> </ul>																			

議案第22号	茨木市こども健康センターの指定管理者の指定について	
○ 施設の名称	茨木市こども健康センター	
○ 指定管理者	茨木市春日三丁目13番5号 財団法人茨木市保健医療センター	
○ 指定の期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日	
議案第23号	工事請負契約締結について (（仮称）彩都西コミュニティセンター新築建築主体工事)	18～21頁参照
○ 契約の方法	一般競争入札	
○ 契約の金額	231,315,000円	
○ 契約の相手方	茨木市春日一丁目15番24号 (株)橋本工務店 代表取締役 <small>はしもと まさのり</small> 橋本 昌 則	
○ 工事場所	茨木市彩都あさぎ一丁目3番 国際文化公園都市特定土地区画整理事業内 街区番号E18-2画地番号3-3	
○ 工事内容	建築主体工事 [構造] 鉄筋コンクリート造2階建 [建築面積] 679.01㎡ [延床面積] 999.27㎡	
○ 工事完了予定日	平成24年2月29日	
議案第24号	工事請負契約締結について (消防署西河原分署移転新築建築主体工事)	22～25頁参照
○ 契約の方法	一般競争入札	
○ 契約の金額	171,885,000円	
○ 契約の相手方	茨木市上穂積四丁目8番24号 (株)南工務店 代表取締役 <small>みなみ としお</small> 南 敏 夫	
○ 工事場所	茨木市城の前町600番24	
○ 工事内容	分署移転新築工事 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 2階建 建築面積 501.44㎡ 延床面積 904.64㎡	
○ 工事完了予定日	平成24年2月29日	

議案第25号 | 不動産（土地）取得について（（仮称）桑原ふれあい広場用地）26頁参照

- 取得の金額                    3 1 7, 4 3 8, 5 6 4 円
- 取得の相手方                大阪府中央区谷町二丁目3番12号  
大阪府水道企業管理者        なんぶ ひでゆき  
   南 部 英 幸
- 取得の物件                    所在地     茨木市大字桑原300番ほか70筆  
                 地目        田 他  
                 面 積       1 6, 5 4 4. 0 7 m<sup>2</sup>

議案第26号 | 不動産（建物）取得について（茨木市立彩都西中学校）

- 取得の金額                    金   1, 5 1 9, 2 3 5, 6 8 7 円
- 取得の相手方                大阪府城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社  
   かすや あきと  
理事 支社長                    糟 谷 明 人
- 取得の物件                    所在地     茨木市彩都あさぎ四丁目6番  
   国際文化公園都市特定土地区画整理事業内  
   E 9 5 街区 1 画地及び 2 画地  
構造等     校舎棟                    鉄筋コンクリート造 4 階建    5, 9 1 8 m<sup>2</sup>  
   屋内運動場棟        鉄筋コンクリート造 2 階建    1, 4 6 8 m<sup>2</sup>  
   プール                    水面積                                4 0 2 m<sup>2</sup>  
   屋外運動場  
   屋外教育緑化施設



○ 補正額 137,248千円（補正後 85,187,743千円 － 補正前 85,050,495千円）

## （歳入）

・市税	480,000千円
・地方譲与税	△99,000千円
・配当割交付金	△20,000千円
・株式等譲渡所得割交付金	△10,000千円
・地方消費税交付金	△40,000千円
・ゴルフ場利用税交付金	△10,000千円
・地方交付税	152,465千円
・分担金及び負担金	882千円
・使用料及び手数料	34,634千円
・国庫支出金	11,420千円
・府支出金	△199,147千円
・財産収入	21,130千円
・寄附金	35千円
・繰入金	21,761千円
・諸収入	405,468千円
・市債	△612,400千円

## （歳出）

・人件費	△344,196千円
・物件費	△249,646千円
・扶助費	75,563千円
・補助費等	14,416千円
・投資的経費	548,578千円
・その他の経費	92,533千円

## ・継続費補正

（変更）（仮称）彩都西コミュニティセンター建設事業	△60,864千円	年割額変更
西河原分署移転新築事業	△30,412千円	年割額変更

## ・繰越明許費補正

## （追加）

道路舗装事業	50,000千円
道路新設・改良事業	169,322千円
橋梁新設改良事業	80,000千円
街路整備事業	317,000千円
地域公共交通活性化補助事業	47,006千円
図書館図書資料購入事業	23,400千円

○ 補正額 12,201千円（補正後 5,825,586千円 － 補正前 5,813,385千円）

## （歳入）

・財産収入	12,201千円
-------	----------

## （歳出）

・諸支出金	10,049千円
・繰出金	2,152千円

議案第29号	平成22年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）		
○ 補正額	298,123千円（補正後 26,235,015千円 — 補正前 25,936,892千円）		
(歳入)		(歳出)	
・国庫支出金	△123,681千円	・総務費	2,115千円
・療養給付費等交付金	△89,173千円	・保険給付費	218,381千円
・前期高齢者交付金	202,219千円	・後期高齢者支援金等	5,067千円
・府支出金	△70,719千円	・諸支出金	72,560千円
・共同事業交付金	△122,657千円		
・繰入金	274,301千円		
・繰越金	227,052千円		
・諸収入	781千円		
議案第30号	平成22年度大阪府茨木市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）		
○ 補正額	4,329千円（補正後 30,986千円 — 補正前 26,657千円）		
(歳入)		(歳出)	
・繰越金	4,329千円	・医療諸費	△8,000千円
		・諸支出金	12,329千円
議案第31号	平成22年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）		
○ 補正額	△11,900千円（補正後 2,557,141千円 — 補正前 2,569,041千円）		
(歳入)		(歳出)	
・繰入金	△11,527千円	・総務費	△10,884千円
・諸収入	△373千円	・後期高齢者医療広域連合納付金	△1,016千円
議案第32号	平成22年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		
○ 補正額	△96,691千円（補正後 11,925,811千円 — 補正前 12,022,502千円）		
(歳入)		(歳出)	
・介護保険料	△36,651千円	・総務費	△18,949千円
・国庫支出金	△46,614千円	・要介護認定費	△8,516千円
・支払基金交付金	△63,501千円	・保険給付費	△254,556千円
・府支出金	△44,752千円	・地域支援事業費	△12,080千円
・財産収入	△733千円	・基金積立金	169,591千円
・繰入金	△61,050千円	・諸支出金償還金	27,819千円
・繰越金	156,610千円		

議案第33号	平成22年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）																																				
○ 補正額 △173,408千円（補正後 8,285,988千円 － 補正前 8,459,396千円）																																					
<table border="0"> <tr> <td colspan="2">（歳入）</td> <td colspan="2">（歳出）</td> </tr> <tr> <td>・ 分担金及び負担金</td> <td>9,943千円</td> <td>・ 下水道事業費</td> <td>△169,705千円</td> </tr> <tr> <td>・ 使用料及び手数料</td> <td>58千円</td> <td>・ 水洗便所普及費</td> <td>△3,470千円</td> </tr> <tr> <td>・ 国庫支出金</td> <td>△26,100千円</td> <td>・ 公債費</td> <td>△233千円</td> </tr> <tr> <td>・ 繰入金</td> <td>△130,474千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 繰越金</td> <td>318千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 諸収入</td> <td>1,847千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 市債</td> <td>△29,000千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 繰越明許費補正 （追加）公共下水道整備事業 120,096千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		（歳入）		（歳出）		・ 分担金及び負担金	9,943千円	・ 下水道事業費	△169,705千円	・ 使用料及び手数料	58千円	・ 水洗便所普及費	△3,470千円	・ 国庫支出金	△26,100千円	・ 公債費	△233千円	・ 繰入金	△130,474千円			・ 繰越金	318千円			・ 諸収入	1,847千円			・ 市債	△29,000千円			・ 繰越明許費補正 （追加）公共下水道整備事業 120,096千円			
（歳入）		（歳出）																																			
・ 分担金及び負担金	9,943千円	・ 下水道事業費	△169,705千円																																		
・ 使用料及び手数料	58千円	・ 水洗便所普及費	△3,470千円																																		
・ 国庫支出金	△26,100千円	・ 公債費	△233千円																																		
・ 繰入金	△130,474千円																																				
・ 繰越金	318千円																																				
・ 諸収入	1,847千円																																				
・ 市債	△29,000千円																																				
・ 繰越明許費補正 （追加）公共下水道整備事業 120,096千円																																					
議案第34号	平成22年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）																																				
○ 収益的収支																																					
・ 収入 △284,875千円（補正後 5,643,188千円－補正前 5,928,063千円）																																					
・ 支出 △386,691千円（補正後 5,475,011千円－補正前 5,861,702千円）																																					
○ 資本的収支																																					
・ 収入 △409,566千円（補正後 352,515千円－補正前 762,081千円）																																					
・ 支出 △514,706千円（補正後 1,361,790千円－補正前 1,876,496千円）																																					
議案第35号	平成23年度大阪府茨木市一般会計予算																																				
○ 予算総額 82,780,000千円（対前年度比 5.7%増）																																					
平成22年度（当初） 78,280,000千円																																					
議案第36号	平成23年度大阪府茨木市財産区特別会計予算																																				
○ 予算総額 5,708,306千円（対前年度比 1.8%減）																																					
平成22年度（当初） 5,813,385千円																																					
議案第37号	平成23年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算																																				
○ 予算総額 26,495,996千円（対前年度比 2.2%増）																																					
平成22年度（当初） 25,936,892千円																																					

議案第38号	平成23年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 2,623,941千円 (対前年度比 2.1%増) 平成22年度(当初) 2,569,041千円	
議案第39号	平成23年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
○ 予算総額 12,872,520千円 (対前年度比 7.1%増) 平成22年度(当初) 12,022,502千円	
議案第40号	平成23年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計予算
○ 予算総額 8,314,000千円 (対前年度比 3.4%減) 平成22年度(当初) 8,607,000千円	
議案第41号	平成23年度大阪府茨木市水道事業会計予算
○ 予算総額 7,675,845千円 (対前年度比 0.8%減) 平成22年度(当初) 7,738,198千円	

行政機構新旧対照表

現 行 分	改 正 分
<p>市民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市民生活課</li> <li>— 市民課</li> <li>— 市民活動推進課</li> <li>— 介護保険課 (管理係, 認定給付係, 指導係)</li> <li>— 国保年金課</li> <li>— 高齢医療課</li> </ul> <p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 福祉政策課</li> <li>— 障害福祉課</li> <li>— 高齢福祉課 (いきがい係, 自立支援係)</li> <li>— 保健医療課</li> </ul>	<p>市民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市民生活課</li> <li>— 市民課</li> <li>— 市民活動推進課</li> <li>— 国保年金課</li> <li>— 高齢医療課</li> </ul> <p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 福祉政策課</li> <li>— <b>指導監査課 (新設)</b> (管理係, 指導監査係)</li> <li>— 障害福祉課</li> <li>— <b>高齢介護課</b> (管理係, 認定給付係, いきがい係, 自立支援係)</li> <li>— 保健医療課</li> </ul>

部課数増減

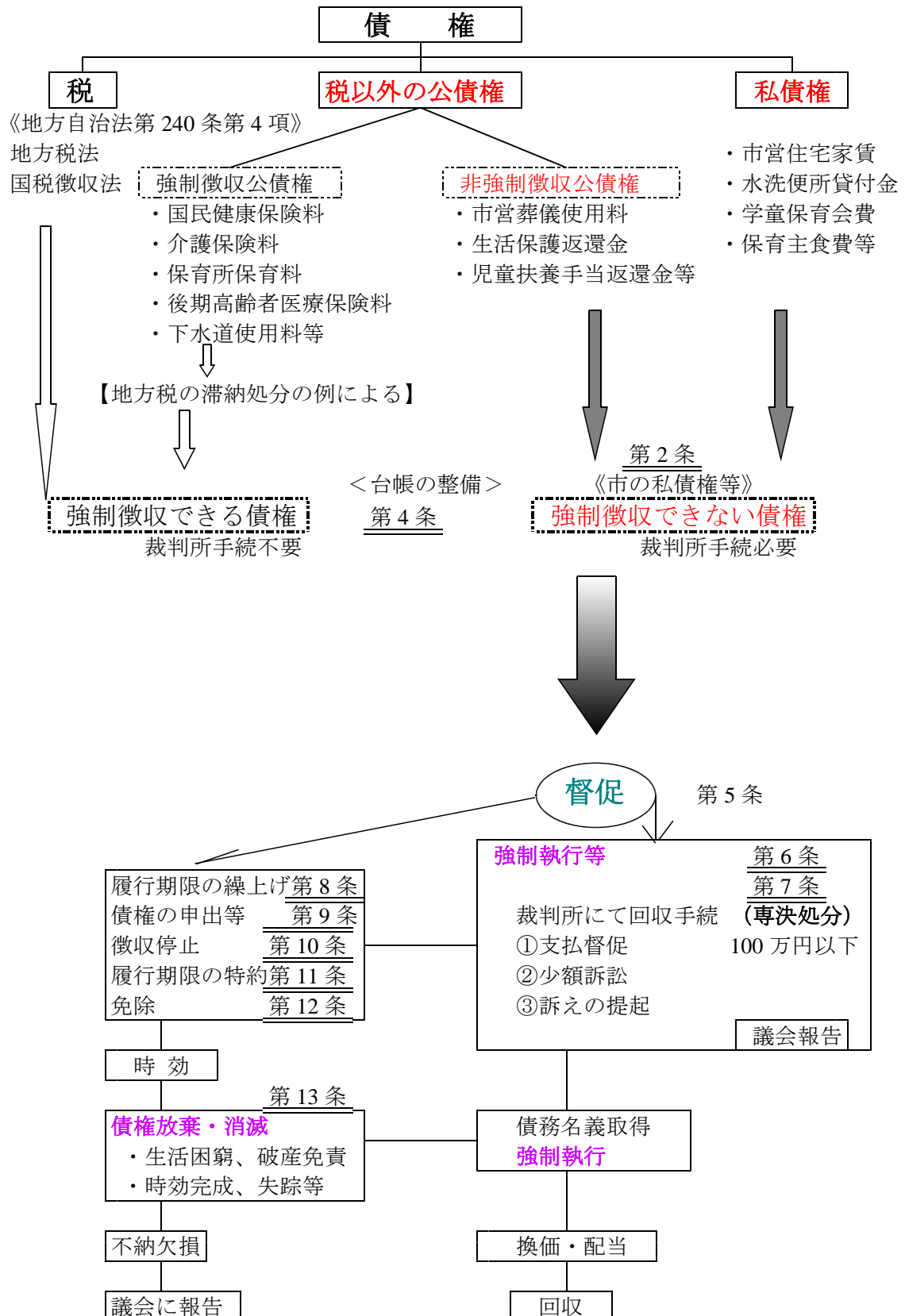
	部	課
現 行	8	44
改 正	8	44
差 引	0	0

(参 考) 教育機関の再編に伴う名称変更

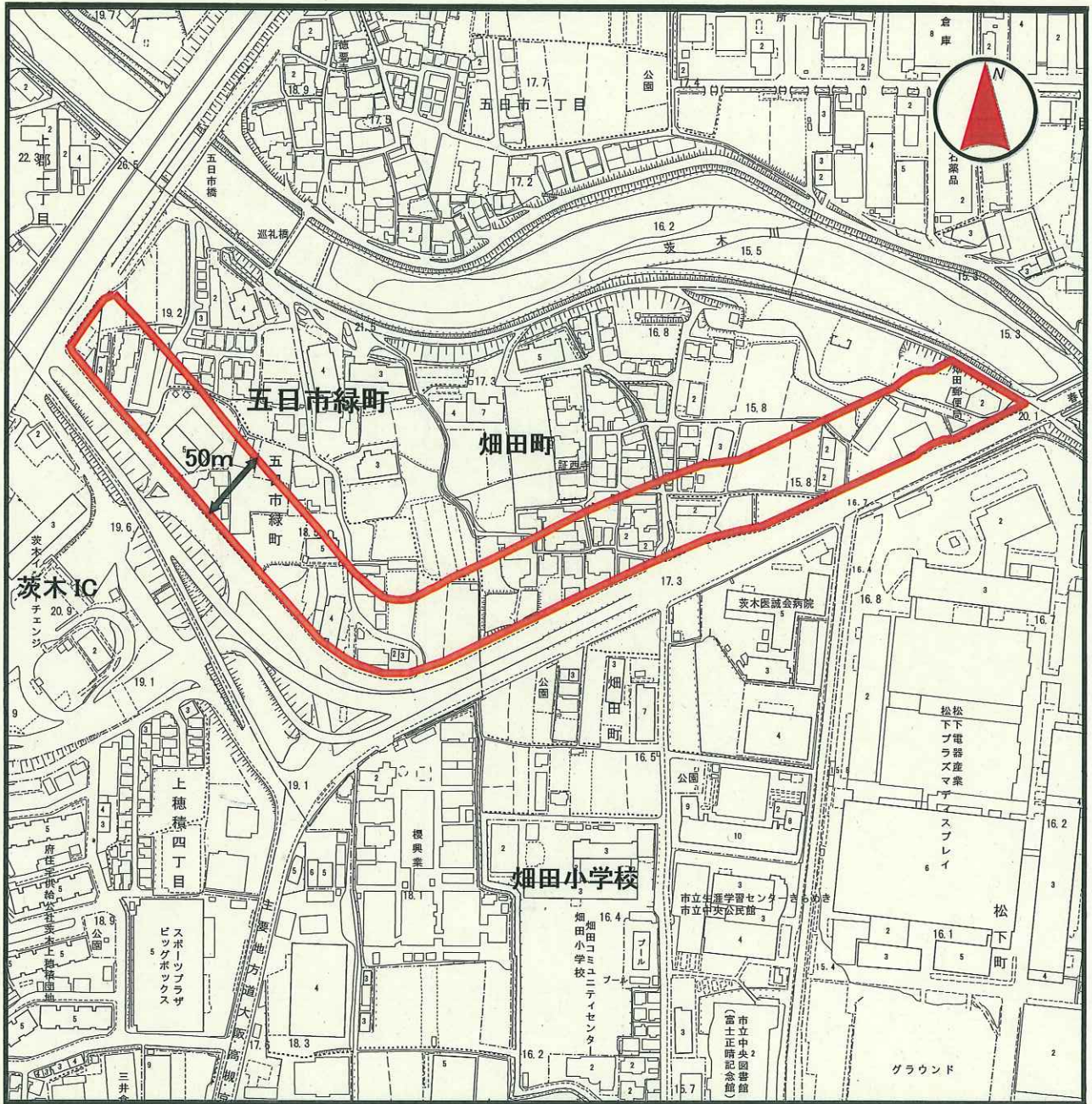
教育委員会

現 行 分	改 正 分
茨木市教育研究所	茨木市教育センター


債権の管理に関する条例（案）（概要）



五日市緑町・畑田町地区地区計画 計画図

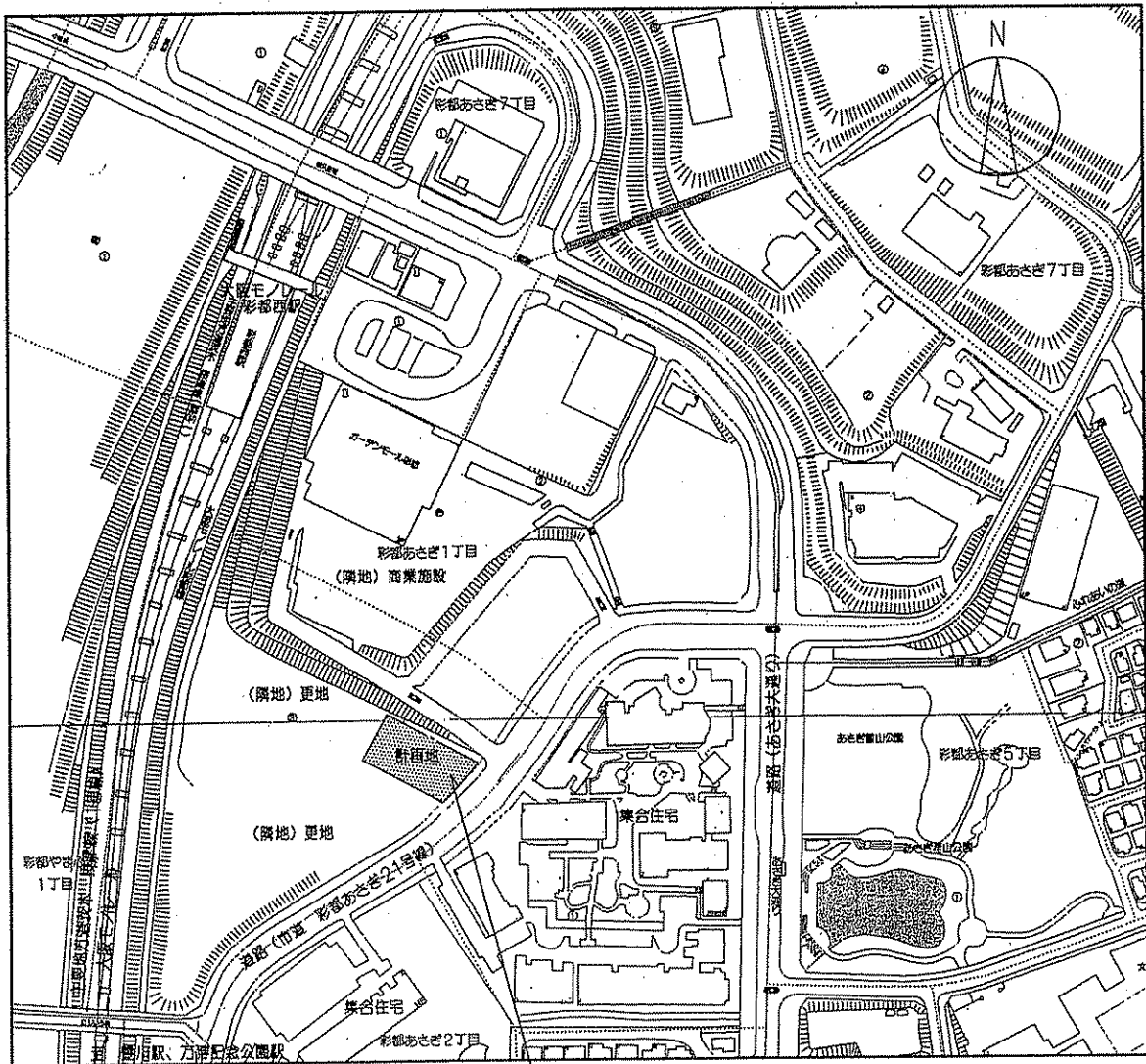


凡 例

 地区計画及び地区整備計画の区域

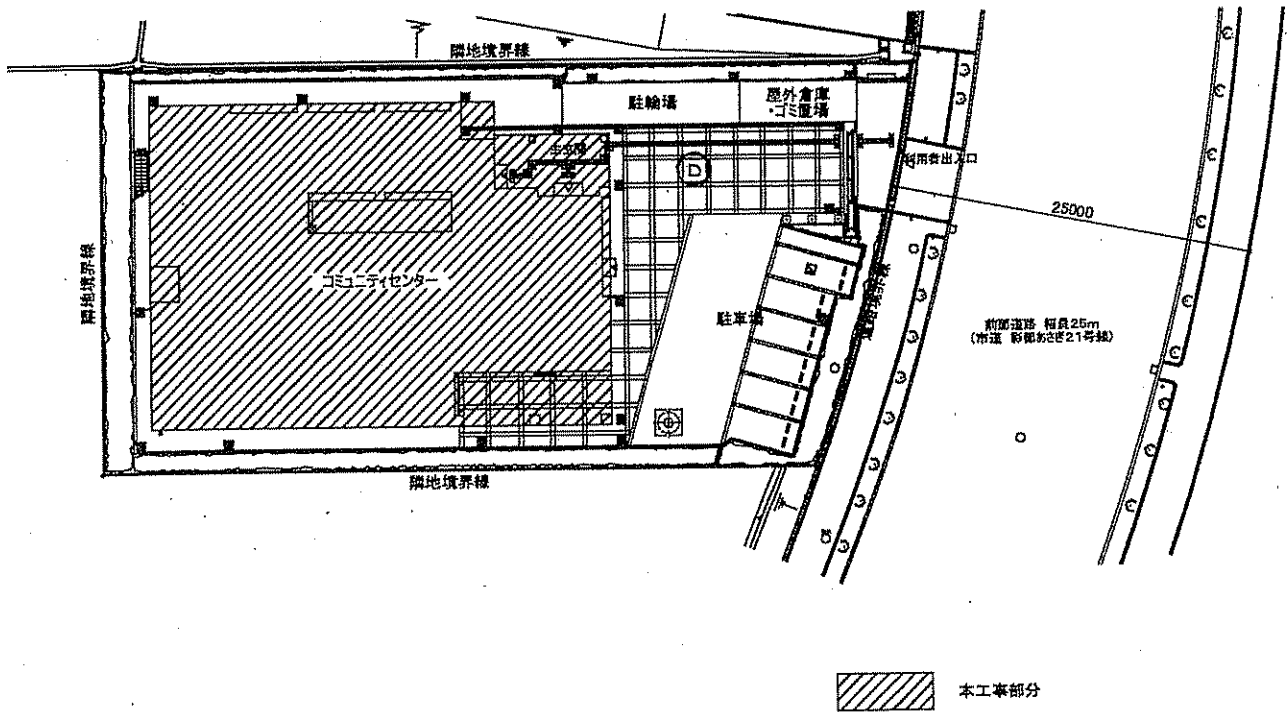
(仮称)彩都西コミュニティセンター新築建築主体工事

面積表		
建築面積		679.01㎡
床面積	1F	549.29㎡
	2F	449.98㎡
延床面積		999.27㎡

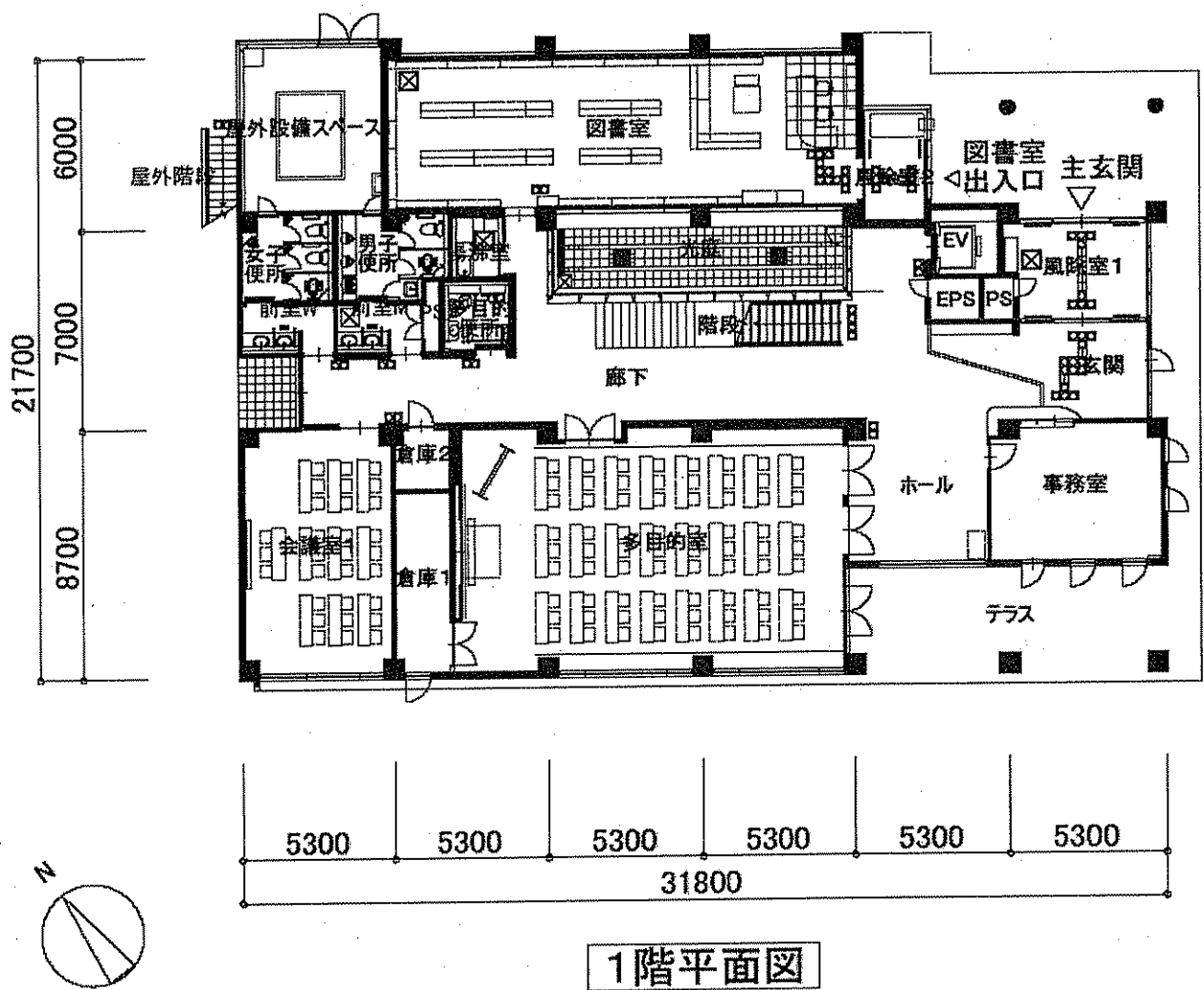


茨木市彩都あさぎ一丁目3番  
国際文化公園都市特定土地区画整理事業内  
街区番号E18-2画地番号3-3

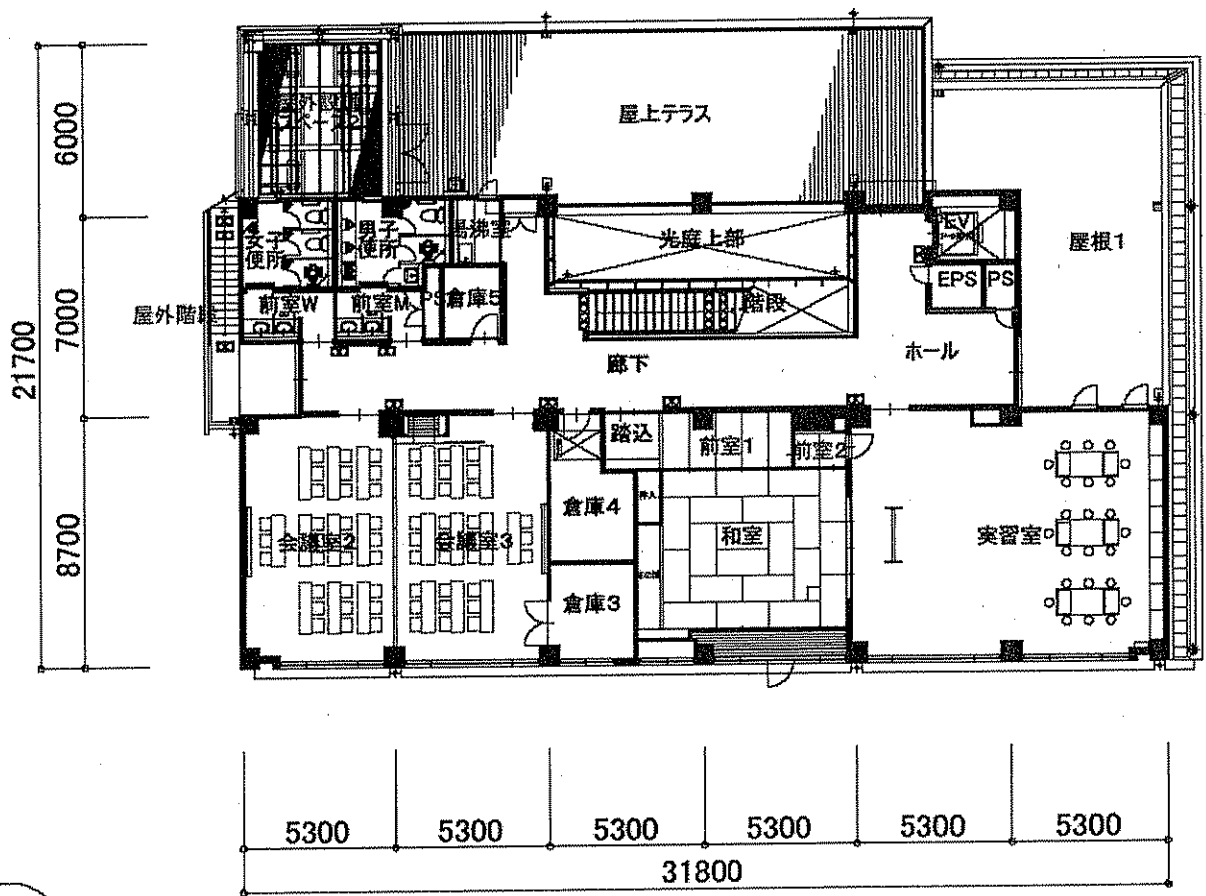




配置図



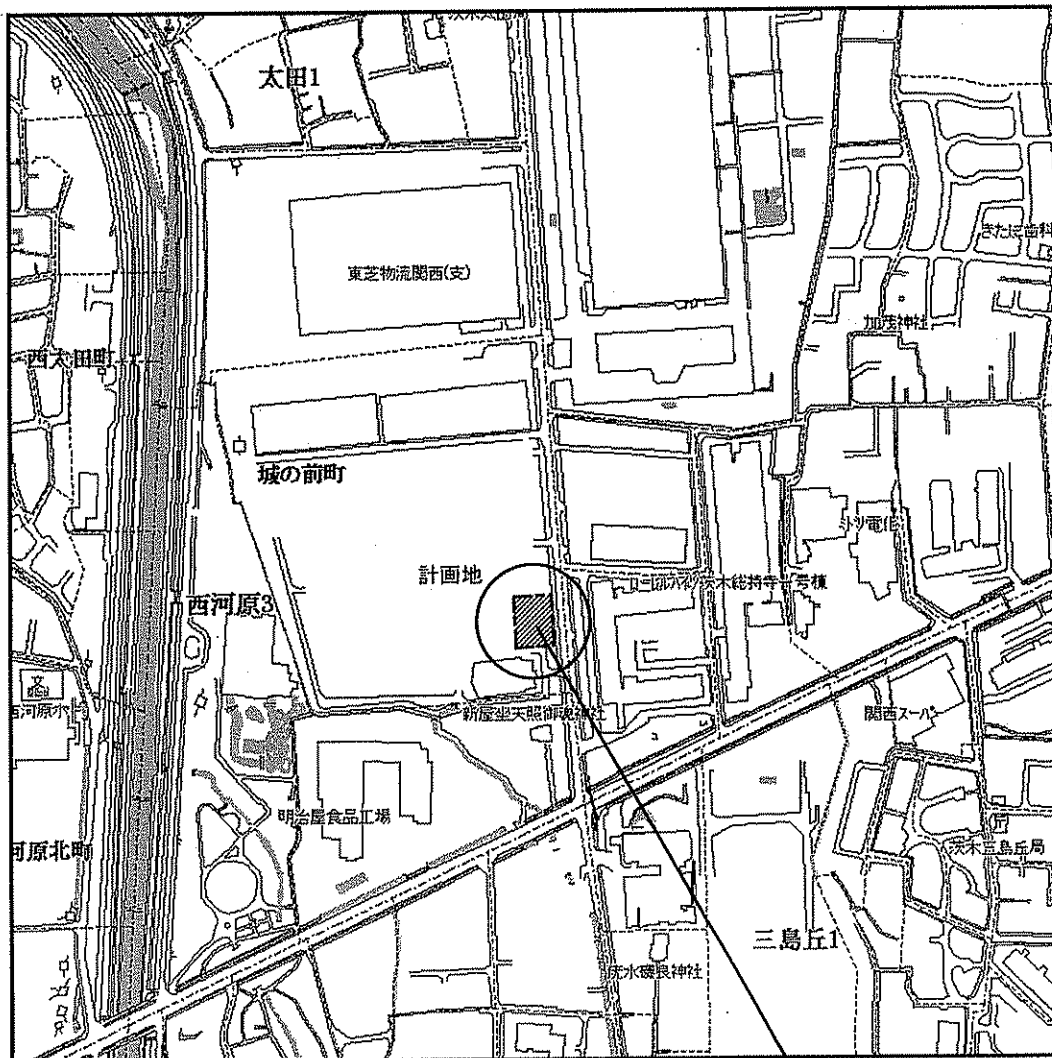
1階平面図



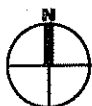
2階平面図

消防署西河原分署移転新築建築主体工事

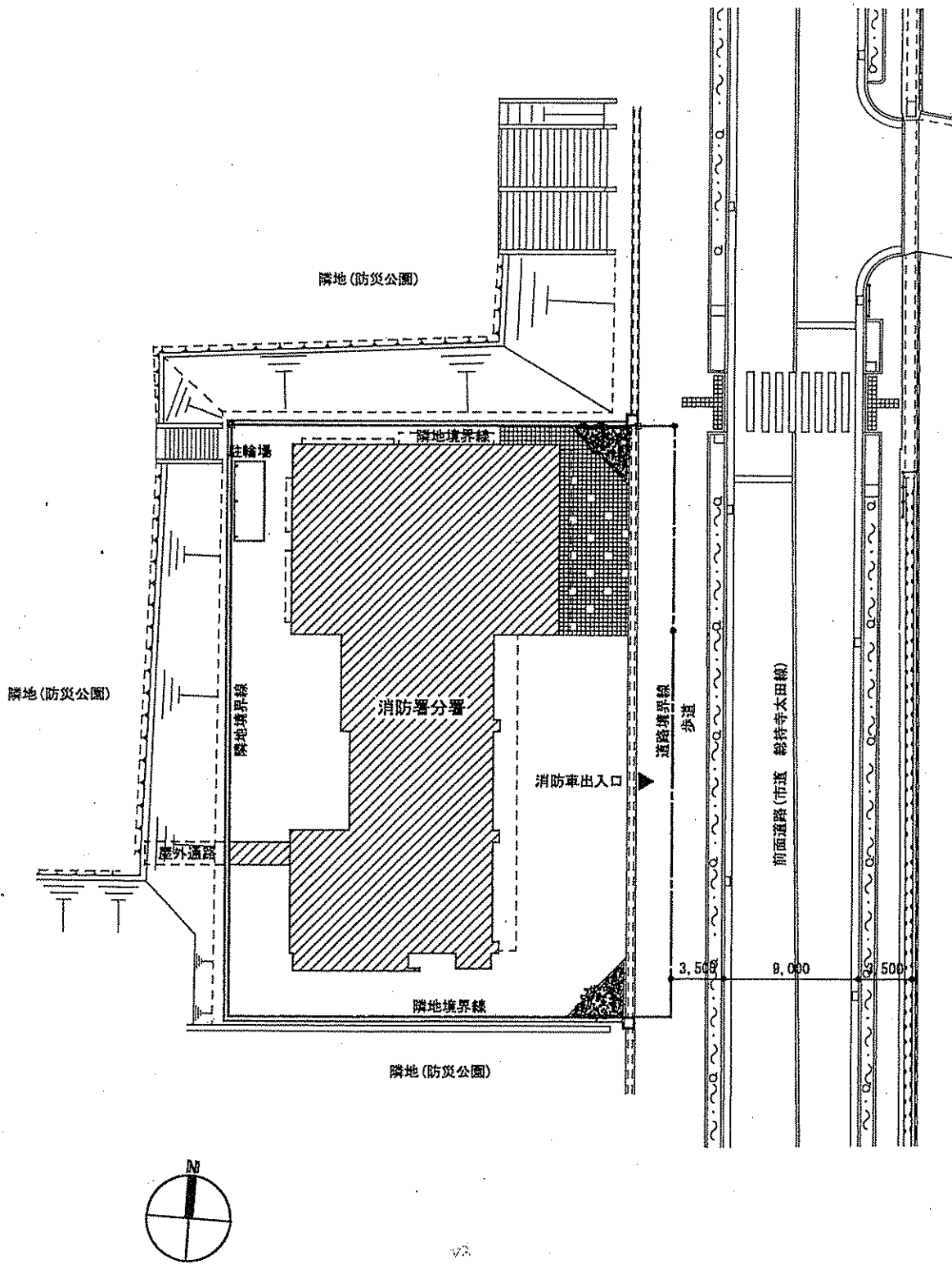
面積表		
建築面積		501.44 m <sup>2</sup>
床面積	1 F	459.86 m <sup>2</sup>
	2 F	444.78 m <sup>2</sup>
延床面積		904.64 m <sup>2</sup>



建設地  
茨木市城の前町600番24

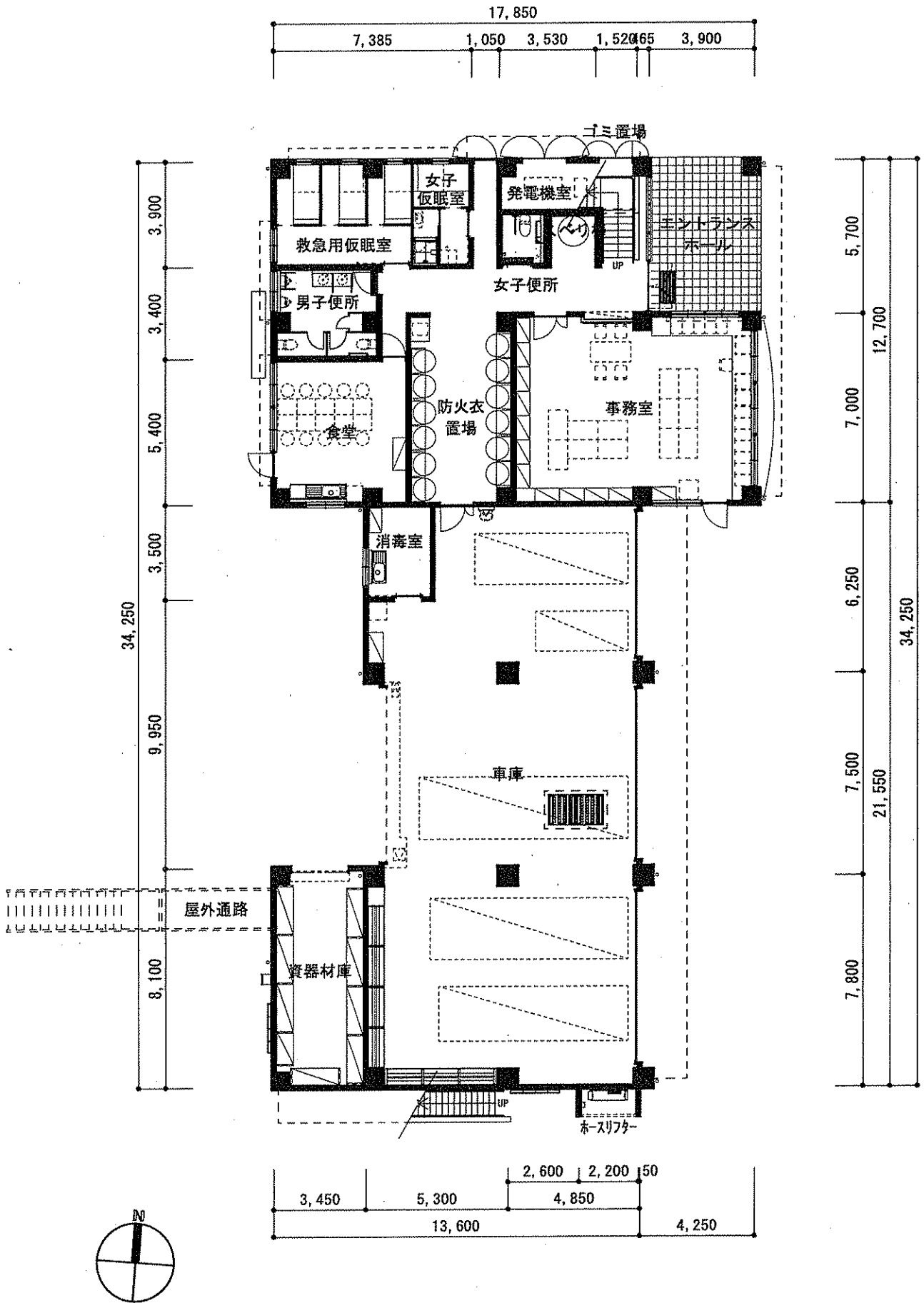


付近見取図

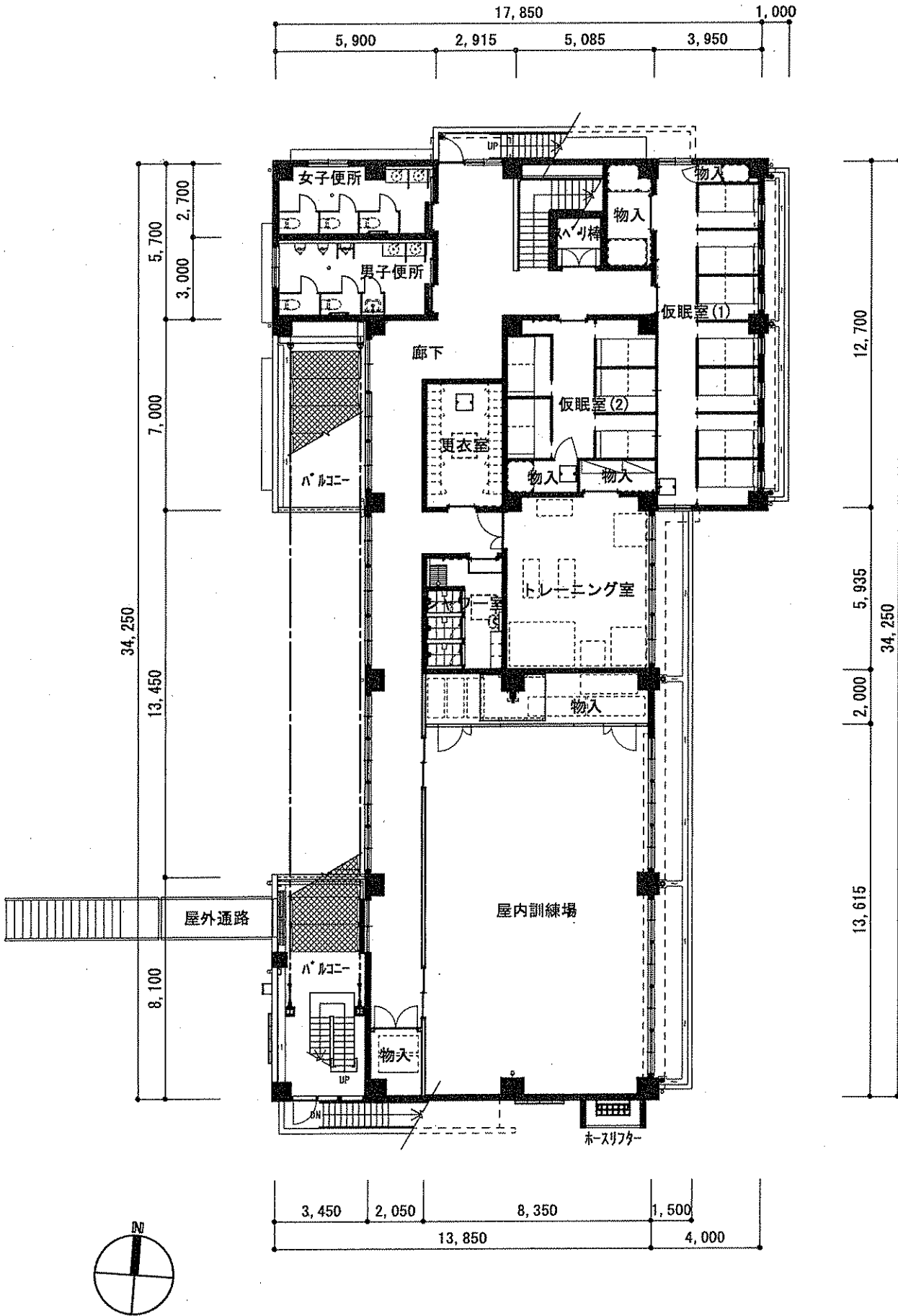


▨ . . . 本工事部分

配置図

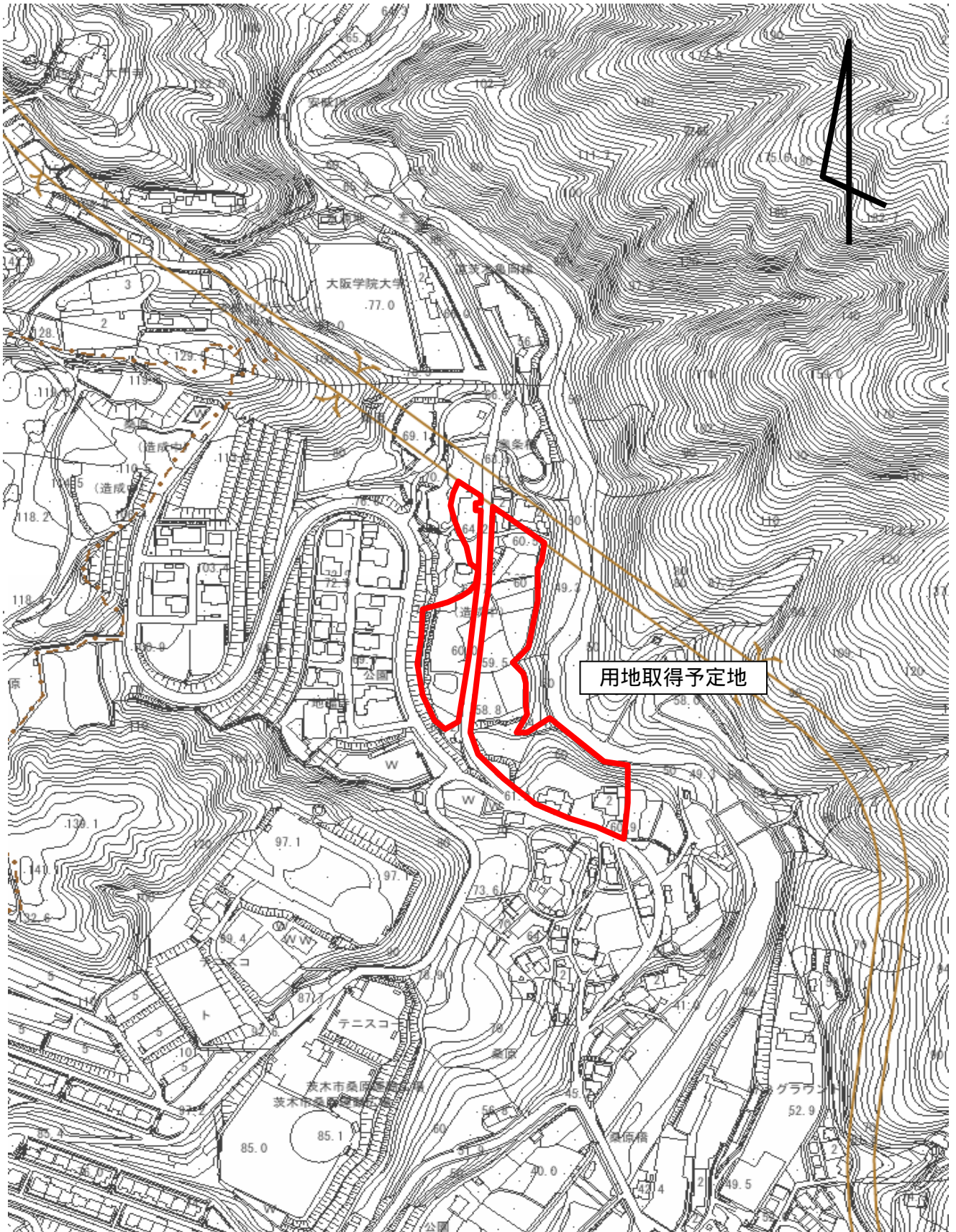


1階平面図



2階平面図

### (仮称)桑原ふれあい広場整備事業 位置図





平成22年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳入)

(単位：千円・%)

款	予算額	左の内訳		備考
		特定財源	一般財源	
1市 税	480,000		480,000	補正後予算額 43,615,887 個人347,447 法人272,964 たばこ 158,747
2地方譲与税	99,000		99,000	
4配当割交付金	20,000		20,000	
5株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6地方消費税金	40,000		40,000	
7ゴルフ場利用税金	10,000		10,000	
10地方交付税	152,465		152,465	普通交付税 152,465
12分担金及び負担金	882	882		老人保護措置費負担金 882
13使用料及び手数料	34,634	27,326	7,308	市営駐車場使用料 27,341 住宅使用料 7,811
14国庫支出金	11,420	11,420		生活保護費等負担金 91,935 参議院議員選挙費委託金 20,950 小学校大規模改造費補助金 102,209
15府支出金	199,147	199,147		介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 127,750 統計調査費委託金 10,015
16財産収入	21,130	2,580	18,550	不動産売払収入 18,111 財政調整基金利子 960
17寄附金	35	35		緑化基金寄附金 275 一般寄附金 240
18繰入金	21,761	19,609	2,152	老健特会繰入金 23,955 財産区特会繰入金 2,152
20諸収入	405,468	242,183	163,285	ダム関連公園整備負担金 317,439 職員厚生会基金返還金 119,003
21市債	612,400	1,397,300	784,900	建設債 1,397,300 臨時財政対策債 784,900
補正額 A	137,248	1,292,412	1,429,660	
補正前の予算額 B	85,050,495	31,157,599	53,892,896	
補正後の予算額 A+B	85,187,743	29,865,187	55,322,556	

平成22年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳出)

(単位：千円・%)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
1 議会費	600		600				
2 総務費	165,430	220,979	54,161		20,161	30,414	119,963
3 民生費	101,393	46,349	56,927	72,518	68,562	138,135	201,724
4 衛生費	32,731	8,713	12,140		3,513	8,395	30
5 労働費	2,924		1,423		1,501		
6 農林水産業費	22,628	1,879	1,509		16,643	2,597	
7 商工費	31,135	3,188	335		27,612		
8 土木費	485,007	23,996	43,669		7,481	690,137	129,984
9 消防費	21,542	7,535	454		258	13,295	
10 教育費	191,639	31,557	78,428	3,045	17,299	67,960	560
12 公債費	71,701						71,701
13 諸支出金	91,178					119,237	28,059
補正額 A	137,248	344,196	249,646	75,563	14,416	548,578	92,533
補正前の予算額 B	85,050,495	16,353,943	14,115,869	21,265,056	5,112,704	13,081,831	15,121,092
補正後の予算額 A + B	85,187,743	16,009,747	13,866,223	21,340,619	5,127,120	13,630,409	15,213,625

## 3月補正予算の内容について

### 1 基本方針

事業完了等に伴う精算を基本に、街路・公園用地取得費及び国保会計繰出金を追加するとともに、収入の追加により生ずる財源を活用し、市債発行の抑制及び土地開発公社保有用地の買い戻しを行う。

- (1)国の交付金を活用し、図書館分室の図書の購入を行う。
- (2)事業の推進及び土地開発公社の健全化に向け、街路及び公園等の用地を取得する。
- (3)対象の増加に伴い、年度末までに不足する扶助費や繰出金を増額する。

### 2 一般会計補正予算の主な内容

#### (1)国の交付金を活用する事業 (単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金		23,400	23,400	
図書館図書の購入	(仮称)彩都西コミュニティセンターの図書館分室の図書を購入する。【繰越明許費 23,400】 【歳入】地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金(国)	23,400	23,400	

#### (2)都市基盤整備事業 (単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
都市基盤整備		1,634,871	317,439	1,317,432
阪急茨木駅島線整備事業	阪急茨木駅島線整備事業(第2工区)の用地取得を行う。 用地費(610.36㎡)	90,070		90,070
総持寺駅周辺用地取得事業	土地開発公社保有用地の買い戻しを行う。 用地費(3,388.10㎡)	1,227,362		1,227,362
(仮称)桑原ふれあい広場整備事業	安威川ダム関連事業として整備する(仮称)桑原ふれあい広場の用地取得を行う。 用地費(16,544.07㎡)	317,439	317,439	

#### (3)年度末までに不足する経費 (単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
福祉施策		99,243	55,914	43,329
障害者自立支援給付事業	介護給付費等障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、扶助費を追加する。	99,243	55,914	43,329

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
国民健康保険事業特別会計		274,301	46,247	228,054
国民健康保険事業特別会計繰出金	療養給付費等の増加に伴い、繰出金を追加する。	274,301	46,247	228,054

## (4) 継続費及び繰越明許費の補正

(単位:千円)

事業	内容等	補正額 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
継続費		91,276	2,400	88,876
(仮称)彩都西コミュニティセンター建設事業	契約完了に伴う総額及び年割額の変更。 【期間】平成22～23年度 補正後【年割額】(H22)141,255 (H23)211,881 補正前【年割額】(H22)165,600 (H23)248,400	60,864		60,864
西河原分署移転新築事業	契約完了に伴う総額及び年割額の変更。 【期間】平成22～23年度 補正後【年割額】(H22)99,830 (H23)149,758 補正前【年割額】(H22)112,000 (H23)168,000	30,412	2,400	28,012
繰越明許費		686,728	174,243	512,485
道路舗装事業	元町上穂積四丁目線道路舗装工事において、警察及び道路管理者との協議に時間を要したことから、年度内に工事が完了しないため。	50,000	22,000	28,000
道路新設・改良事業	南茨木駅東線ほか2路線道路改良工事において、大阪府警察本部との調整に時間を要したこと、JR茨木駅西口歩道橋改修工事において、地元関係者との調整に時間を要したこと及び宿久庄二丁目安威一丁目線道路改良工事において、関西電力等との協議に時間を要したことから、年度内に工事が完了しないため。	169,322	69,853	99,469
橋梁新設改良事業	西河原橋、上野橋及び幣久良橋橋梁改良工事において、河川管理者との協議に時間を要したことから、年度内に工事が完了しないため。	80,000	27,438	52,562
街路整備事業	茨木松ヶ本線において、JR軌道敷工事に関し関係機関との調整に時間を要したこと、山麓線(4工区)において、発掘調査に時間を要したこと及び西中条奈良線において、用地交渉に時間を要したことから、年度内に工事及び用地取得が完了しないため。	317,000	5,702	311,298
地域公共交通活性化補助事業	バス事業者との協議に時間を要したことから、年度内に補助対象となるバス車両が完成しないため。	47,006	25,850	21,156
図書館図書資料購入事業	事業実施に時間を要することから、年度内に図書資料が購入できないため。	23,400	23,400	

### 3 特別会計補正予算

(単位:千円)

会計	内容等	事業費
財産区特別会計 (補正第1号)	大字鮎川財産区の財産処分に伴う事業交付金及び一般会計繰出金 [歳入]財産収入 12,201 [歳出]諸支出金 10,049 繰出金 2,152	12,201
国民健康保険事業特別会計 (補正第1号)	療養給付費等の増に伴う繰入金の増など [歳入]国庫支出金 123,681 療養給付費等交付金 89,173 前期高齢者交付金 202,219 府支出金 70,719 共同事業交付金 122,657 繰入金 274,301 繰越金 227,052 諸収入 781 [歳出]総務費 2,115 保険給付費 218,381 後期高齢者支援金等 5,067 諸支出金 72,560	298,123
老人保健医療事業特別会計 (補正第1号)	医療諸費の減及び老人保健医療事業特別会計の終了に伴う一般会計繰出金の追加 [歳入]繰越金 4,329 [歳出]医療諸費 8,000 諸支出金 12,329 (うち一般会計繰出金 23,955)	4,329
後期高齢者医療事業特別会計 (補正第1号)	職員給与費の減に伴う事務費繰入金の減など [歳入]繰入金 11,527 諸収入 373 [歳出]総務費 10,884 後期高齢者医療広域連合納付金 1,016	11,900
介護保険事業特別会計 (補正第1号)	利用者が当初見込みを下回ったことに伴う保険給付費の減や基金積立金の増など [歳入]介護保険料 36,651 国庫支出金 46,614 支払基金交付金 63,501 府支出金 44,752 財産収入 733 繰入金 61,050 繰越金 156,610 [歳出]総務費 18,949 要介護認定費 8,516 保険給付費 254,556 地域支援事業費 12,080 基金積立金 169,591 諸支出金 27,819	96,691
公共下水道事業特別会計 (補正第2号)	事業完了等に伴う下水道整備費の減及び一般会計繰入金の減額など [歳入]分担金及び負担金 9,943 使用料及び手数料 58 国庫支出金 26,100 繰入金(一般会計繰入金) 130,474 繰越金 318 諸収入 1,847 市債 29,000 [歳出]下水道事業費 169,705 水洗便所普及費 3,470 公債費 233 【繰越明許費 公共下水道整備事業 120,096】	173,408
水道事業会計 (補正第1号)	【収益的収支】水道料金改定(22年10月から)に伴う減など (収入) 284,875 (支出) 386,691 【資本的収支】受託設備改良費の減など (収入) 409,566 (支出) 514,706	901,397